


所管部課	総務部文書課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市公印規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>公印の押印を求めようとするときは、管守者の審査を受けなければならないが、管守者が出張、休暇等で審査をすることができないとき、管守者があらかじめ指名する職員が、審査を行うことができるよう改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第9条第3項に次の条項を加える。</p> <p>管守者が出張、休暇その他の理由により第1項の審査をすることができないときは、管守者があらかじめ指名する職員が、これを行うことができる。この場合において、当該職員は、同項の審査の結果、公印の押印を適当と認めたときは、決裁済みの書類に審査済みの表示をしなければならない。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>管守者が出張、休暇等で審査をすることができないとき、管守者があらかじめ指名する職員が、審査を行うことができるため、事務の効率化を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。